

【様式5】

小牧市民病院医療情報システム更新業務プロポーザルに係る質問回答書

#	対象資料	質問箇所	質問内容	回答欄
1	24_資料5_端末等機器・ソフトウェア・周辺機器台数一覧	PC端末	PCのメーカー保守年数について記載がございませんがスポット保守（保証書対応）の想定となりますでしょうか。	6年保守となります。 資料5について、備考欄に保守期間等を追記したものに差し替えいたします。
2	①03_別紙2_基本仕様書 ②24_資料5_端末等機器・ソフトウェア・周辺機器台数一覧	①7 医療情報システムに係る要件(2) 基本要件 (c) 端末アプリケーション項⑤ ②項87,92	①においては「医療用辞書としてATOK Medical もしくは代替となる製品」となっておりますが、②の調達ソフト記載には「ATOK Medical」との記載がございます。こちらについては基本仕様書の記載が優先される認識で合っておりますでしょうか。	医療用辞書につきましては、基本仕様書の「医療用辞書としてATOK Medical もしくは代替となる製品」が優先されます。
3	24_資料5_端末等機器・ソフトウェア・周辺機器台数一覧	項33~36	高精細モニタの流用想定はありますでしょうか。 ある場合に移設費用を含める必要があるでしょうか。あるいは移設費用は別調達となりますでしょうか。	2M高精細カラーモニタ（今回の調達範囲外・既設機器）については、最大20台程度の流用を想定しています。移設に係る費用は見積りに含めてください。
4	24_資料5_端末等機器・ソフトウェア・周辺機器台数一覧	項33~36	グラフィックボードは合計176式調達と記載ありますが、更新および流用する高精細モニタの台数分だけで差し支えないでしょうか。	高精細モニタ（3M・カラー）、高精細モニタ（3M・モノクロ）、高精細モニタ（5M・モノクロ）の台数分のみで差し支えないです。
5	24_資料5_端末等機器・ソフトウェア・周辺機器台数一覧	項33~36	既設高精細モニタを更新後汎用モニタに置き換える箇所は、通常の電子カルテ端末と同じ機種モニタで差し支えないでしょうか。	通常の電子カルテ端末と同じ機種のモニタで構いません。
6	03_別紙2_基本仕様書	7 医療情報システムに係る要件(7) 設備要件 (b) サーバ等設置 ③	OAフロアの耐荷重情報をご提供いただくことは可能でしょうか。	OAフロアの耐荷重は850kgです。
7	①03_別紙2_基本仕様書 ②16_様式7-2_見積書（更新費用）内訳書	①7 医療情報システムに係る要件(6) ハードウェア要件 ②更新区分 ハードウェア更新、継続（接続のみ）	更新区分が、継続（連携のみ）のシステムでは、基本仕様書の全ての要件は対象外との認識ですが、認識は合っておりますでしょうか。 また、ソフトウェア更新を伴わない、ハードウェア更新のみのシステムの場合、7 医療情報システムに係る要件の(6) ハードウェア要件以外は対象外との認識で、よろしいでしょうか。	更新区分が、継続（連携のみ）の場合、基本仕様書で関連する箇所は対象となります。特に、連携テストのスケジュールやコスト・品質など、基本仕様書の4プロジェクト管理に則った管理をお願いします。 ソフトウェア更新を伴わない、ハードウェア更新のみのシステムの場合、前述と同様、基本仕様書で関連する箇所は対象となります。特に、連携テストのスケジュールやコスト・品質など、基本仕様書の4プロジェクト管理に則った管理をお願いします。
8	様式4_共同企業体協定書	第11条 第7条	代表幹事が業務委託料の請求、受領及び財産管理を行うことになっているため、リース会社を含んだ共同企業体の場合、上記を参画するリース会社にて行う仕組みとなる為、代表構成員を弊社とした場合に条文が不適となります。つきましては以下の条文案への変更は可能でしょうか。 また、直ちに条文変更できない場合は追って条文変更の後、「医療情報システム更新業務」契約締結までの書類差し替え対応は可能でしょうか。  【修正案1】 当企業体の代表者は、業務の実施に際し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限、発注者との委託契約を締結する権限ならびに自己の名義をもって本協定及び本件契約に基づく行為を行う権限を有するものとする。なお、当企業体の代表者は、発注者との委託契約等を締結した場合には、当該契約書の写しを他の構成員に速やかに提供するものとする。  【修正案2】 当企業体の代表者は、業務の実施に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限、発注者との委託契約を締結する権限を有するものとする。なお、当企業体の代表者は、発注者との委託契約等を締結した場合には、当該契約書の写しを他の構成員に速やかに提供するものとする。	条文の変更は可能です。 第7条1項の内容を修正案2に変更しました。 当企業体の代表者は、業務の実施に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限、発注者との委託契約を締結する権限を有するものとする。 なお、当企業体の代表者は、発注者との委託契約等を締結した場合には、当該契約書の写しを他の構成員に速やかに提供するものとする。

## 【様式5】

#	対象資料	質問箇所	質問内容	回答欄
9	様式4_共同企業体協定書	第7条 第11条	先述の質問に付随して、「JV名の銀行口座」ではなく「"リース会社名"の指定する口座」と条文変更可能でしょうか。（リース会社においてJV名の銀行口座を用意できない為。） ごちかも、直ちに条文変更できない場合は追って条文変更の後、「医療情報システム更新業務」契約締結までの書類差し替え対応は可能でしょうか。	条文の変更は可能です。 第11条の内容を変更しました。 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行■■支店とし、当企業体もしくは代表構成員が指定する預金口座により取引するものとする。